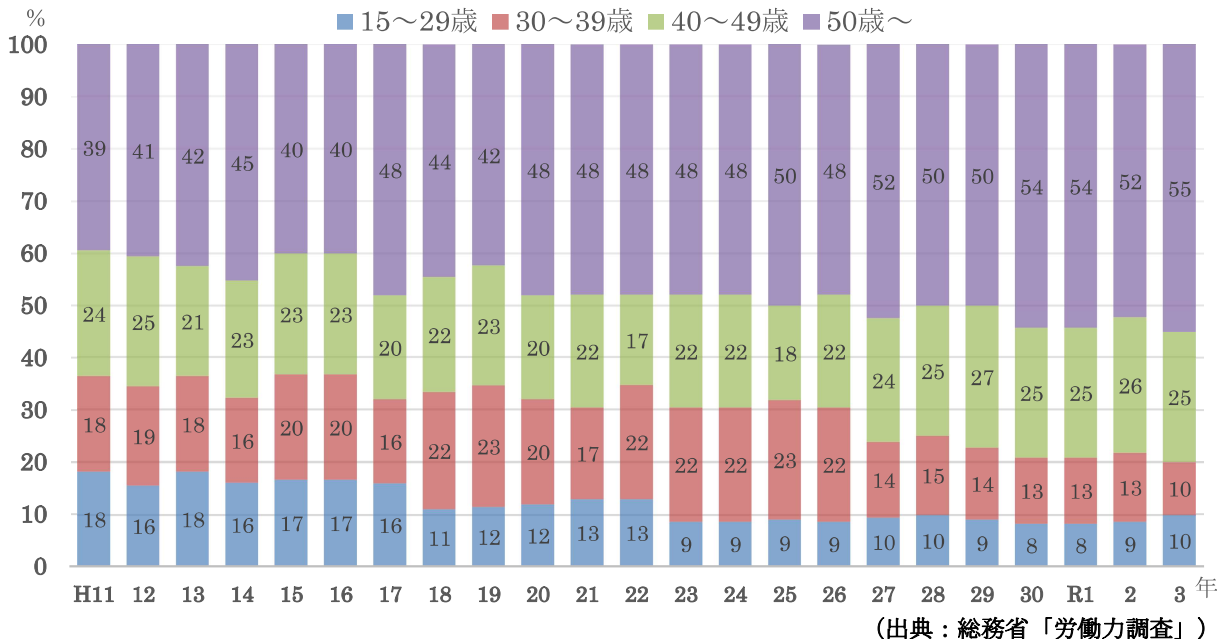


(10) 道内建設業就業者 年齢構成比

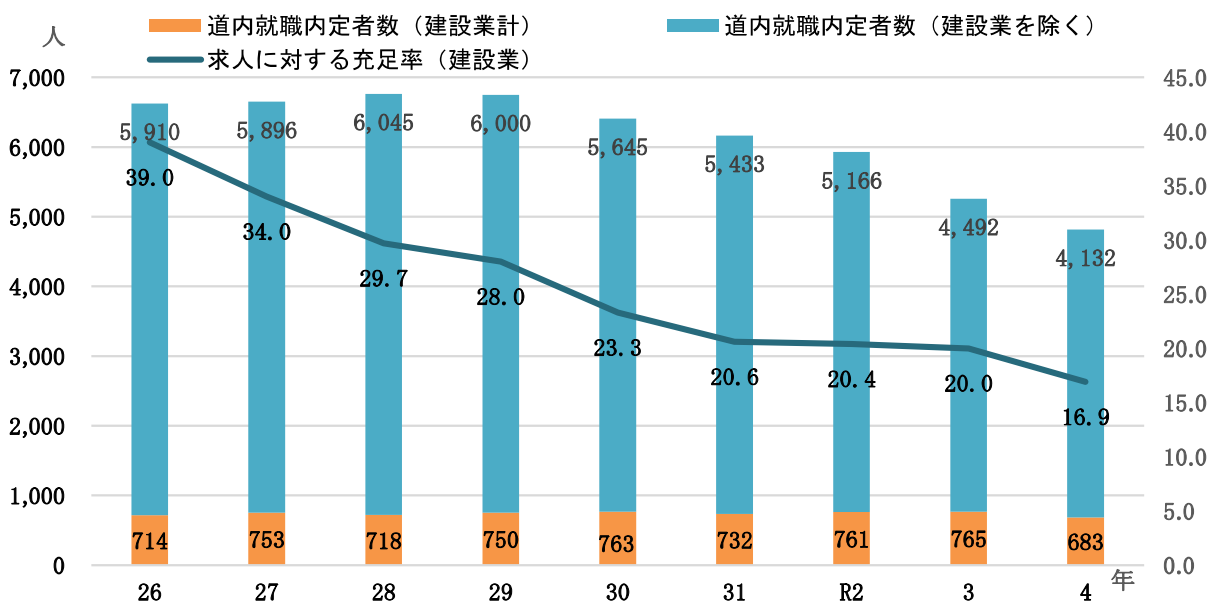
道内の建設業就業者は、平成16年以前は、50歳以上が約40%、29歳以下が16~18%だったが、近年は50歳以上の割合が増加し、29歳以下が減少しており、令和3年は50歳以上が約55%、29歳以下が10%となっている。



(11) 新規高等学校卒業生 道内就職内定者数・求人充足状況

各年3月末における「新規高等学校卒業生の道内就職内定者数」は、全産業合計では平成28年の6,763人（うち建設業718人）から年々減少し、令和4年は4,815人（うち建設業683人）となっている。

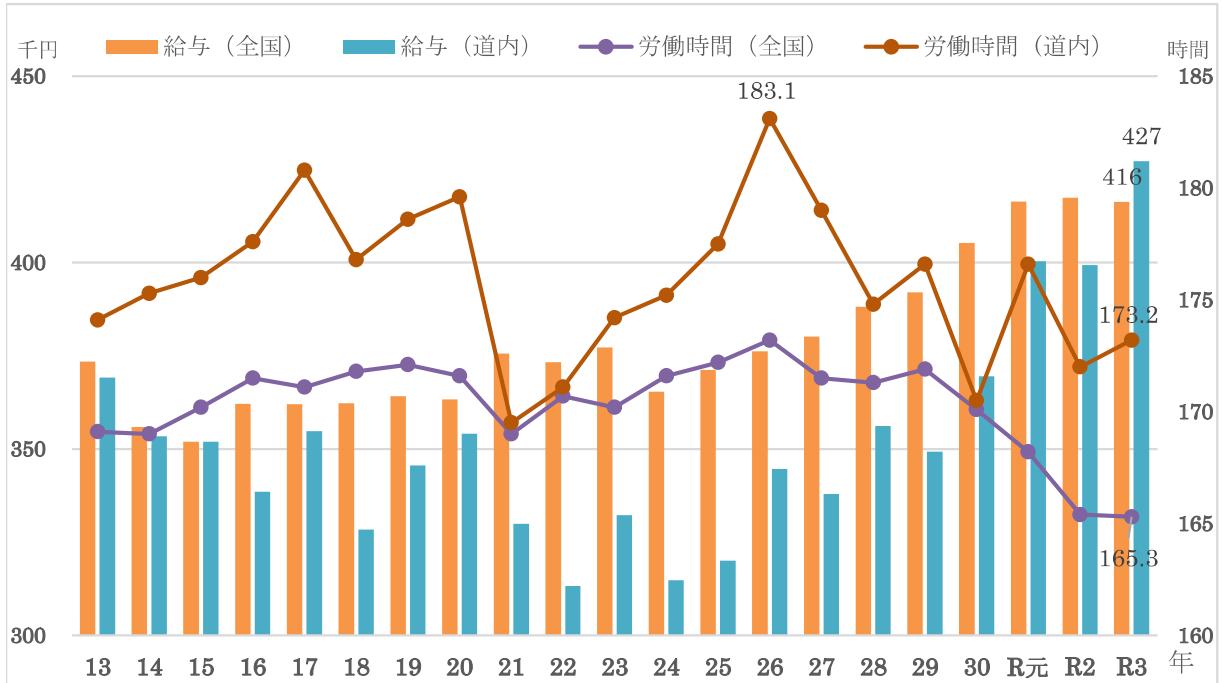
また、「道内建設業の求人数に対する内定者数」を示す充足率も年々、低下しており、令和4年の建設業の充足率は、全産業別でも最低の16.9%となっている。



(出典 厚生労働省北海道労働局「新規高等学校卒業生の職業紹介状況」)

(12) 道内建設労働者の月間現金給与額・月間実労働時間

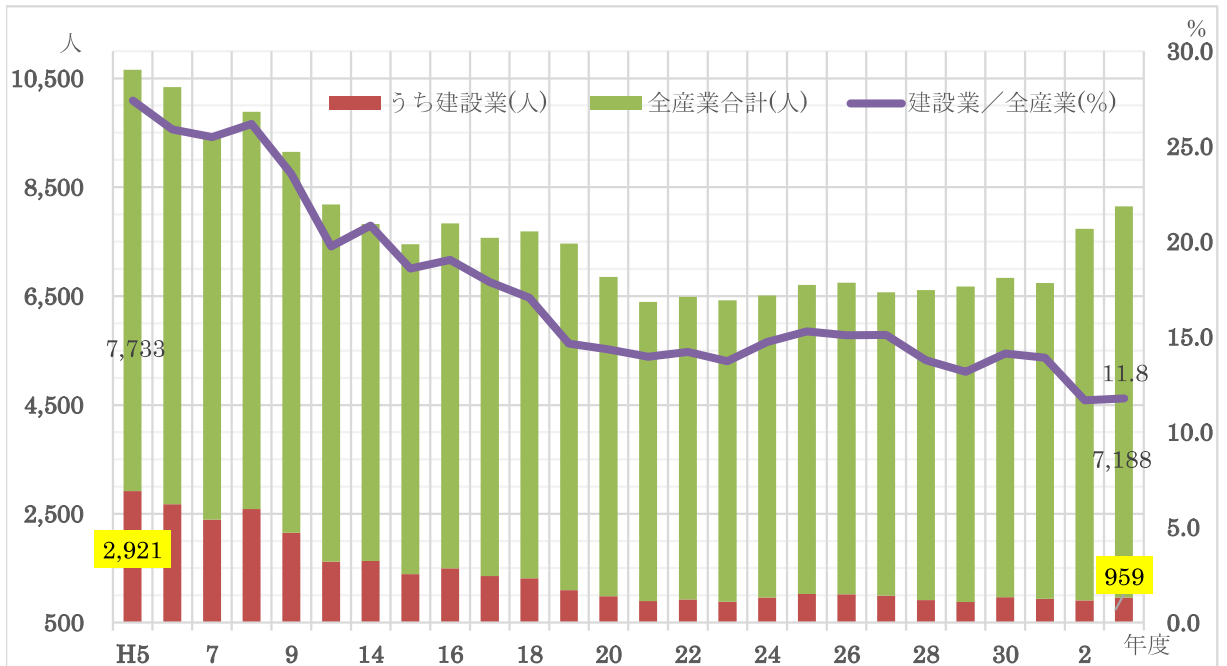
道内建設労働者の令和3年月間現金給与額は、全国を上回る427千円となっている。
 また、月間実労働時間は平成26年以降、全国的には減少傾向となっているが、道内建設労働者の月間実労働時間は、全国を上回る173.2時間となっている。



(出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(全国の給与、労働時間)
 北海道総合政策部統計課「毎月勤労統計調査地方調査」(北海道の給与、労働時間))

(13) 建設業における労働災害

道内の建設業の労働災害被災者数は、令和3年度で959人となっており、全産業の11.8%を占めている。全産業における被災者数は、近年増加しているが、建設業では、横ばい傾向となっている。



(出典：北海道労働局)

2 新たな社会情勢の変化

平成30年3月に現行プランである「北海道建設産業支援プラン2018」を策定した後、新たな社会情勢の変化があった。

(1) 新型コロナウイルス感染症を契機とした社会経済活動の変化

令和元年12月以降、新型コロナウイルス感染症が世界に拡大し、令和2年1月には日本国内でも感染が確認され、同年4月には新型インフルエンザ等特別措置法に基づき全都道府県に緊急事態宣言が発出された。

公共工事は社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、継続を求められる事業として位置づけられ、建設現場においては手洗いなどの感染予防の徹底に加え、「三つの密」の回避やその影響を緩和するための対策が徹底された。

また、新型コロナウイルス感染拡大を契機として、社会全体でデジタル化が進展し、デジタル技術を活用したテレワーク・オンライン会議等が急速に浸透した。建設産業においても接触機会の低減等を図るため、受発注者間でWEBカメラを活用した打ち合わせや、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を使用して施工状況の確認や検査を行う遠隔臨場の適用拡大など、短期間のうちに社会全体で働き方を含め、生活様式が大きく変容している。

(2) 防災・減災、国土強靱化の推進

平成30年6月に発生した大阪北部地震や、7月には西日本を中心に発生した集中豪雨による河川の氾濫や土砂災害などの被害が発生し、更に9月にはマグニチュード6.7、最大震度7を観測する北海道胆振東部地震が発生するなど、激甚化している災害により全国で大きな被害が頻発している状況から、同年12月「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定され、概ね7兆円程度の事業規模で防災や国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持等が集中的に実施された。

令和2年12月には、令和3年度から令和7年度までを実施期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、概ね15兆円程度を目途とした事業規模により集中的に対策を講じることとされた。

(3) 新・担い手3法の改正

平成26年に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）」のいわゆる「担い手3法」が一体的に改正され、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置が規定された。

令和元年6月には、相次ぐ災害を受け「地域の守り手」としての建設業への期待や「働き方改革」による建設業の長時間労働の是正、更にはi-Constructionの推進等による「生産性の向上」など、新たな課題に対応するため、「新・担い手3法」として一体的な改正がされ、品確法においては発注者等の責務として「適正な工期設定」、「施工時期の平準化」、「適切な設計変更」等が明記された。

(4) 働き方改革関連法の成立

平成30年4月、働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」が順次施行され、長時間労働の是正、多様な柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等の措置が講じられた。

建設事業に関しては、時間外労働の上限規制の適用が5年間猶予されたが、令和6年4月1日からは原則として月45時間、年360時間の上限規制が適用される。

(5) 「ゼロカーボン北海道」の実現

近年、世界各地で異常気象による災害が発生し、その主な要因として地球温暖化があげられており、2015年（平成27年）のパリ協定の採択以降、国内外で温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡を目指す脱炭素化の動きが加速し、2020年（令和2年）10月に政府が「2050年カーボンニュートラル」を宣言した。

道では、国に先駆け、2020年（令和2年）3月に「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指すことを表明し、気候変動問題の解決と世界に誇る北海道の創造に向けて、本道が有する豊かな自然や地域資源を利用した再生可能エネルギーと広大な森林など吸収源の最大限の活用により、環境と経済、社会が調和しながら成長を続ける北の大地「ゼロカーボン北海道」の実現を目指している。

(6) ICTやDXによる生産性向上

国土交通省では平成28年から、建設工事の施工プロセスの全ての段階でICT（情報通信技術）を全面的に活用し、生産性向上を図ることにより魅力ある建設現場を目指す取組である「i-Construction（アイ・コンストラクション）」を進め令和4年3月には、社会経済状況の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、国民のニーズを基に社会資本や公共サービスや組織、プロセス等を変革するための具体的な工程等を取りまとめた「インフラ分野のDXアクションプラン」を策定した。

道においても令和3年3月、ICTやAI（人工知能）、ロボットなどの未来技術を暮らしや産業などあらゆる場面で率先して活用し、直面する様々な社会的課題の解決と経済発展を両立する「北海道 Society5.0 推進計画」を策定し、産業活動や暮らしを支える社会資本の戦略的・効率的な整備に向け「全面的なICT活用工事に向けた取組」や「映像などICTを活用した工事現場の遠隔臨場」、「ICTを活用した効率的な維持管理等」の推進を図ることとしている。

(7) 新たな外国人材受け入れのための在留資格の創設

平成30年12月、深刻化する人出不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる「特定技能制度」の創設等を内容とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が公布された。

令和4年9月には、建設分野において本制度の対象となる業務区分、範囲が見直され、建設関係の技能実習職種を含む建設業に係る全ての作業が「土木区分」「建築区分」「ライフライン・設備区分」の新区分に分類されることが閣議決定された。

(8) 建設資材価格等の高騰

令和4年2月、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際情勢の変化等により原油や穀物等の価格が高い水準で推移し、国内では円安の進行とも相まって、エネルギー・食料品等の価格上昇が続いた。建設資材価格についても、道内における6月の市場価格は前年同月と比べ、鉄筋が41%増、生コンクリートが17%増となるなど、価格高騰による建設事業者への影響が懸念される状況となった。

こうした状況を受け、国では同年6月、特定の資材価格の急激な変動によって請負代金額が不相当となった場合に契約額を変更する、いわゆる「単品スライド条項」について、実際の購入価格に応じてスライド額を算定する旨の運用改定を行った。

道としては、これまでも工事発注にあたり、受注者が適正な利潤を確保できるよう、毎月、市場取引価格等を調査し、設計単価を改定するとともに、入札前に最新の単価を適用するほか「単品スライド条項」などの適用を行ってきたが、こうした国の対応状況や関係団体から、より実勢価格に近い価格の適用を求める意見があることなども踏まえ、「単品スライド条項」について国と同様の運用改定を行った。

第3章 前プランの評価・検証

前プランである「北海道建設産業支援プラン2018（平成30年度～令和4年度）」における236本の推進事業、13本の施策及び44本の取組について、次の3つの手法により評価を行い、北海道建設業審議会内に設置した「建設産業の振興に関する専門委員会」において意見を聴取し、効果や課題について検証した。

1 事業実績評価	2 客観的指標評価	3 満足度評価
前プランの「 <u>236本の推進事業</u> 」の実績や達成度等により各事業及び各施策の評価を行う。	前プランの「 <u>13本の施策</u> 」に関連する各種統計指標の変動等の状況により評価を行う。	前プランの「 <u>44本の取組</u> 」について建設企業を対象とした満足度調査により評価を行う。

<北海道建設業審議会「建設産業の振興に関する専門委員会」委員>

- 堤 悦子 氏（委員長・北海商科大学商学部 教授）
- 河西 邦人 氏（札幌学院大学 学長）
- 飛田 昌良 氏（一般社団法人中小企業診断協会北海道）
- 坂野 靖文 氏（岩見沢市 建設部長）
- 山崎 弘善 氏（一般社団法人北海道建設業協会 専務理事）
- 飯島 裕幸 氏（建設産業専門団体北海道地区連合会 監事）
- 渡辺 亮 氏（一般社団法人北海道測量設計業協会 会長）

1 事業実績評価

(1) 評価方法・結果

- 236本の推進事業について、次により3区分に分類し「事業評価」(a,b,c)を行う。

- ・当初の想定より実績が増加する等、より良い効果があったと思われるもの : a
- ・当初の想定どおりの実績があり、概ね効果があったと思われるもの : b
- ・単年度事業（又は時限付き事業）として実施し、現在終了しているもの : c

- 事業評価における a を 3 点、b を 2 点、c を 1 点とし、各施策の平均点を算出。
その平均点を元に、各施策を三区分（2.3 以上：A（上位）、1.9 以上～2.3 未満：B（中位）、1.9 未満：C（下位））に分類し、「施策の評価」とした。
- 評価結果は、次ページのとおり。（評価結果の詳細は「資料編 P11 を参照」）
（例：「No.1 北海道建設業サポートセンターの運営」は平成30年度～令和3年度の建設業相談業務の実績が、それぞれ、83件、151件、35件、61件と推移していることから、概ね効果があったのものとして「b」とした。）

(2) 検証

施策の評価をCとした2施策には、単年度事業等で実施し、現在は終了している推進事業が多く含まれており、事業効果の検証が難しいことから、結果としてC評価に分類したものであるが、その他、A評価は4施策、B評価は7施策となっており、236本の推進事業は、その実績や達成度を勘案し、概ね効果があったものとする。